

紀の川慈尊院地区堤防整備 景観検討委員会

情報公開方法について

紀の川慈尊院地区堤防整備景観検討委員会の情報公開方法を下記に示す。これに定めのない事項については、委員会で定める。

(会議の傍聴)

- ・傍聴対象者を設けないことを原則とする。

(会議資料等の公開)

- ・会議資料については、公開を原則とする。
- ・会議資料及び議事概要については、和歌山河川国道事務所のホームページに掲載する。
- ・会議資料において、貴重種の生息場所等が特定できる資料等、公開することが適切でない資料については非公開とすることができる。
- ・議事概要の内容については、会議終了後、出席委員に確認を行い、速やかに公表を行う。

(記者会見)

- ・委員長が必要と認める場合は、記者会見を行う。